

甲良町緊急通報システム利用承諾書

令和 年 月 日

甲良町長 様

利用者	住所
氏名	印

彦根犬上緊急通報システムを利用するに当たり下記の事項を承諾します。

記

1. 通報を発し、受信センターからの確認電話に応答しないときは、協力員、関係機関職員等の住宅への立ち入りを認めます。
2. 緊急時に協力員、関係機関職員等が住宅内に立ち入るときに、住宅等の一部に破損が生じても修復責任を問いません。
3. 転出その他の理由により緊急通報システムが不用になった場合は、端末機器一式を返還します。
4. 自己の過失により、端末機器を紛失したとき、または、端末機器に損傷を加えたときは、その実費を負担します。
5. 緊急通報端末機を接続する私宅の電話回線が、西日本電信電話株式会社（NTT）のアナログ回線以外の場合、正常に通報されない等の障害が生じる場合があることについて承知ます。なお、これによって障害が生じた場合において、甲良町および町が委託設置する緊急通報受信センター（大阪ガスセキュリティーサービス株式会社）に対して責任は問いません。

※機器を設置する住宅が借家の場合には下記により住居管理者の承諾を得てください。

甲良町緊急通報システム端末機設置の承諾について

本利用者に係る甲良町緊急通報システム端末機器の設置ならびに利用については承諾しました。

住居管理者	住所
氏名	印
電話番号	